

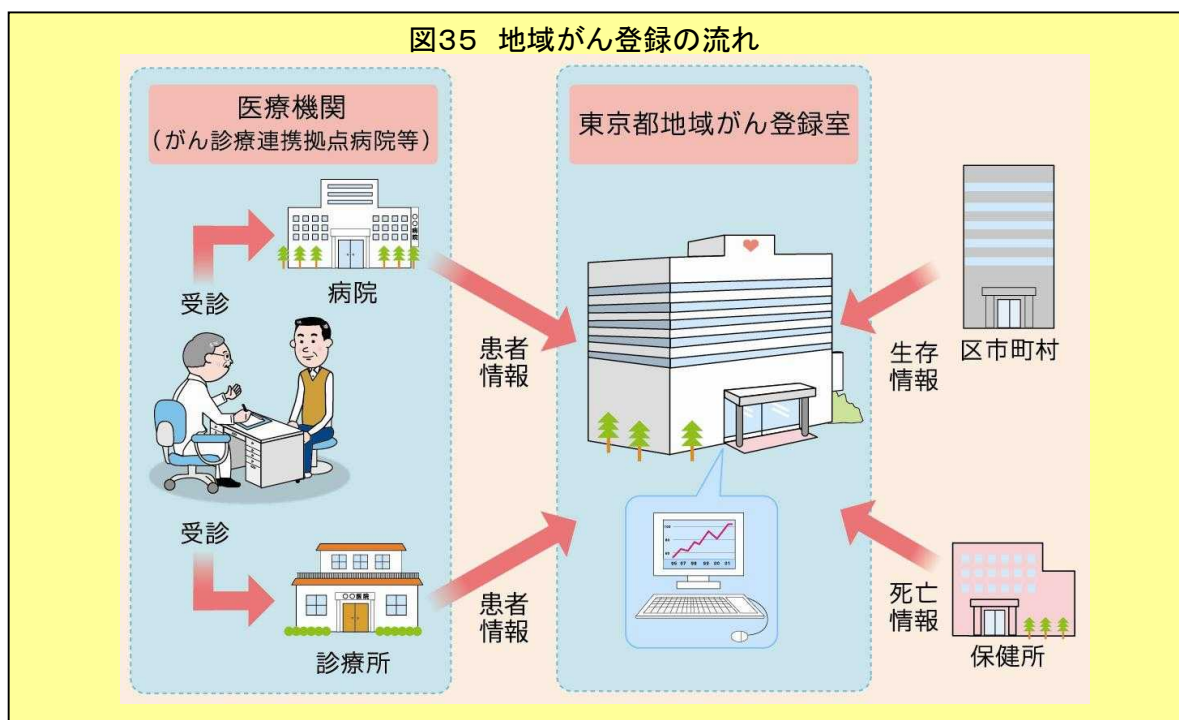
院内がん登録室で行った集計・分析結果は、東京都がん診療連携協議会のがん登録部会（54 ページ、図 29 参照）において、検討及び評価が行われています。がん登録部会での検討後、各拠点病院等に集計・分析結果を還元し、医療機能の評価に活用されています。

イ 地域がん登録

都では、平成 24(2012)年 1 月以降にがんと診断された症例を対象に、同年 7 月から地域がん登録を開始しました（図 35 参照）。

登録開始に当たって、地域がん登録の目的や仕組みについて、都のホームページで紹介するとともに、都民向けリーフレットを作成し、区市町村等の窓口等で配布し周知を行っています。また、医療機関に対しては、研修会等により周知を行いました。

地域がん登録事業の運営や評価等について検討するため、専門家、医療機関及び区市町村の代表等で構成する「地域がん登録事業運営委員会」を設置しています。



(課題)

ア 院内がん登録

院内がん登録を開始する医療機関等は今後も増加することが見込まれます。院内がん登録の精度の維持向上のためには、実務者への研修実施等によ

る人材育成・支援体制が必要です。

院内がん登録室では、拠点病院等の院内がん登録データを活用して、都内のがん医療の実態把握や各医療機関の機能の評価ができるよう、集計・分析を行うことが必要です。

また、拠点病院等では、集計・分析データを、他施設とのがん診療の比較・検討等を行うために役立て、がん診療の見直しや改善に努めていく必要があります。

がん医療を評価するためには、院内がん登録において、登録後 3 年、5 年及び 10 年経過した時点で、患者の生存確認調査（予後調査）を行い、生存率を計算して評価指標とすることが重要です。しかし、予後調査を実施するためには、調査方法や個人情報の取扱いなど、様々な課題があり、拠点病院等への負担となっています。

イ 地域がん登録

地域がん登録の質の向上を図るため、患者情報の精度を高めるとともに、届出医療機関を拡大し、より多くの患者情報を収集することが重要です。そのためには、医療機関の登録実務担当者の育成が必要であり、研修会を継続して行うことが必要です。

地域がん登録は、都民の理解のもとに進めることが基本であり、意義や目的についての継続的な周知や情報提供が必要です。

地域がん登録は、データの収集、予後調査の方法、個人情報保護の取扱いなどに都道府県ごとに違いがあることから、他県の医療機関を受診している都民の情報把握や、都道府県を越えて移動する患者情報の引継ぎに困難が生じており、精度を向上する上での課題となっています。また、地域がん登録のために収集した死亡情報を、届出医療機関が実施する院内がん登録の予後調査に活用するためにも、情報の共有に向け全国統一の仕組みが必要です。

(施策の方向性)

ア 院内がん登録

- 都は、新たに開始する施設を含めた院内がん登録実施病院に対し、院内がん登録室において、登録実務者に対する研修を実施するとともに、登録実務に関する相談窓口を設置するなど、標準登録様式に基づく院内がん登録の実施への支援を行っていきます。

- 拠点病院等の院内がん登録データ集計結果から都の特性を分析するため、院内がん登録に関して専門的な知識・技能を有する専門家等の協力を得て、データの集計・分析を行います。

集計・分析結果は、都内のがん医療の実態把握や拠点病院等の医療機能の評価に役立て、効果的ながん医療対策を実施していきます。

また、集計・分析結果をがん医療の向上に役立てられるよう、がん登録部会において、拠点病院等における診療実績の評価や他施設との比較・検討方法に関する分析や研修を行っていきます。これにより、拠点病院等にて、自施設のがん医療の実態把握と改善を推進します。

集計・分析データは、東京都がんポータルサイト（仮称）で公開します。

- 拠点病院等が実施する予後調査については、現在国において課題等を検討しています。

都は、このような動向も踏まえ、必要な取組を検討していきます。

イ 地域がん登録

- 医療機関に対し、登録実務担当者向け研修会を継続的に実施し、届出医療機関の拡大を図ります。また、実施に当たっては、医療機関の種別や取組状況を踏まえた研修内容とし、医療機関の地域がん登録に関する理解促進や登録実務担当者の知識・技術の向上に取り組めます。

- 都民に対し、地域がん登録に関する理解促進を図るため、地域がん登録の意義、個人情報取り扱い及び安全管理の徹底について、リーフレットの配布等により継続して周知していきます。

- 医療機関等からのがんの患者情報や保健所等からの死亡情報等を収集し、分析することによって、地域におけるがんの状況を把握し、がん対策の企画や評価につなげていきます。

- 都道府県を越えて移動した患者情報の収集方法について検討するとともに、都道府県を越えた患者情報の登録が円滑に進むよう、個人情報の取り扱いなど、制度面での整備を図ることについて国に引き続き提案していきます。

重点施策

- 院内がん登録室による質の高い院内がん登録実施のための支援体制の整備
- 地域がん登録の質の向上及び医療機関や都民の理解促進
- がん登録集計データの分析の実施

(2) がんに関する研究の推進

目標

- 早期の診断と最適な治療の実施を目指した先進的な医療の実現等に向けた研究を推進する。

(現状及びこれまでの取組)

がん研究については、国の「がん対策推進基本計画」においても重点的に取り組むこととしており、がん対策の推進という観点からも重要な項目です。

都内には医学部を有する大学や研究所等が多数存在し、がんに関する研究に取り組んでいます。都もその一員として、これまで公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「都医学研」という。）において、都立病院等との連携により、様々な研究（連携研究）を行ってきました。

平成 16（2004）年度からの 6 年間では「がん・生活習慣病及び遺伝病克服のための先端的医療支援」として、独自の解析技術を用いた超早期診断法・治療効果予測法の確立や、平成 17（2005）年度からの 5 年間では「身体に負担が少ないがんの検査法と治療薬の開発」として、患者の身体に負担の少ない治療法や痛みの緩和法の確立を目指した研究を実施しました。

さらに、平成 20（2008）年度からは、「がん対策特別研究」として、これまでの研究を加速させ、その成果を実用化へつなげる研究に取り組んでいます。

1 つは、「超高感度・同時多項目測定（MUSTag 法¹）を応用した早期診断・病勢診断法の開発」で、予防的治療を可能にする超早期診断法や抗がん剤の治療効果予測に関する研究を行っています。

2 つめは、「尿中ジアセチルスペルミンによる早期診断・病勢診断法の開発」で、大腸がんの早期診断と病勢診断に有用なバイオマーカー²の発見や、尿検査による診断法の確立と当該スキームの各種がんの早期診断への応用のための研究を行っています。

3 つめは、「鎮痛薬感受性個人差に着目した痛み治療の実現」で、遺伝子配列から鎮痛薬の必要量を予測するシステムを開発し、個々に最適な疼痛治療を実現するための研究を行っています。

¹ MUSTag 法：血液一滴で数十種類の蛋白質バイオマーカーを超高感度に迅速に診断する方法

² バイオマーカー：特定の症状などに応じた体内の生物化学的変化を定量的に把握するための指標

(課題)

がん研究については、がんの早期診断法の確立や予防法・治療法の開発に向け、今後も、都医学研・都立病院や都内の医療機関等が連携しながら、実用化につながる研究を更に推進する必要があります。

(施策の方向性)

ア 先進的な医療実現のための連携研究の推進

- 今後、早期発見と患者個々にあった有効な治療の実施のため、次世代診断法の迅速な実用化を目指した「橋渡し研究³」を推進していく必要があります。

このため、東京都では、都医学研において、これまで開発した診断技術の応用化・高度化を図ることにより、多様ながん診断や予後判定に対する活用を推進するとともに、橋渡し研究を推進できる人材の育成や臨床データサンプルの有効活用を進め、先進的な医療を支える臨床研究・臨床試験体制の充実を図っていきます。

これらにより、患者ニーズに合った次世代診断と治療の融合＝「早診完治⁴」による先進的な医療の実現を目指して、研究を進めていきます。

イ 予防法・治療法に関する連携研究の推進

- 都立病院や都内医療機関等との連携を強化し、現在、都医学研で進められている各種がんを引き起こす仕組みの研究等を一層推進し、予防法や治療法の確立を目指します。

重点施策

- 都医学研におけるがんに関する各種連携研究の推進

³ 橋渡し研究：有望な基礎研究の成果を実用化につなげる実践的な臨床研究

⁴ 早診完治：できるだけ病気の初期に診断し（早診）、患者個々にあった有効な治療に役立てることで、完全に病気を治すこと（完治）を目指す意味

第5章 計画推進のために

計画を実行し、全体目標を達成するためには、都や都民、医療機関等の関係者が一体となってがん対策に取り組むことが重要です。

1 都民の役割

がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防やがん検診の受診に努め、がんが発見された場合には、自らの治療等について、主体的かつ積極的に臨まなければなりません。また、がん患者・家族を支えるボランティア活動の担い手等としても期待されており、都のがん対策の推進に向けて、行政及び関連機関等と協働していく必要があります。

2 医療機関等の役割

(1) 検診実施機関

質の高い検診を提供できるよう、有効性の評価された検診方法の導入や適切に撮影や読影、検査等ができる医師、技師等の確保に努めます。さらに、精密検査結果の把握をはじめとしたプロセス指標の改善に向けた自治体への協力など、がん検診の精度向上に努めます。

また、都民に対し、健康的な食生活や身体活動等の科学的根拠に基づくがんを遠ざけるための生活習慣の必要性等についても普及に努めます。

(2) 医療機関

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

東京都のがん医療の中心的な役割を担い、自ら高度な専門医療を提供するとともに、相談支援や院内がん登録を実施します。また、東京都がん診療連携協議会の開催や地域がん拠点病院等への専門研修の実施等により、都内のがん医療水準の向上及びがん医療連携体制の構築にも努めます。

イ 地域がん診療連携拠点病院

地域のがん医療の中心的な役割を担い、自ら専門的ながん医療を提供するとともに、相談支援や院内がん登録を実施します。また、地域連携の推進や医療従事者への研修の実施等により、地域のがん医療水準の向上及びがん医療連携体制の構築にも努めます。

ウ 東京都認定がん診療病院

専門的ながん医療を提供するとともに、相談支援、院内がん登録及び医療従事者への研修の実施等に取り組みます。また、拠点病院を中心とした

地域におけるがん医療連携体制の構築に協力します。

エ 東京都（肺・胃・大腸・肝・乳・前立腺）がん診療連携協力病院

がんの発症部位ごとに専門的ながん医療を提供するとともに、院内がん登録の実施等に取り組みます。また、拠点病院及び認定病院が実施する研修への協力や相談支援センターとの連携など、地域におけるがん医療連携体制の構築に協力します。

オ その他医療機関

拠点病院等と連携し、切れ目のないがん医療の提供に努めます。また、都民に対する科学的根拠に基づくがんを遠ざけるための生活習慣の普及や検診受診の勧奨等についても取組が期待されます。

カ 小児がん拠点病院及び東京都小児がん診療連携ネットワーク（仮称） 参画医療機関

小児がん医療の中心として、連携しながら、小児がん医療の提供に努めます。また、小児がん患者の相談支援体制の整備や成人の拠点病院等との連携による切れ目のない長期フォローアップ体制の構築等、小児がん患者・家族を支える体制作りに取り組みます。

(3) その他医療提供施設、介護施設等

切れ目のないがん医療が提供されるよう、拠点病院等やその他医療機関と連携・協力していきます。特に薬局や訪問看護ステーション等では、がん患者・家族が安心して療養生活を送れるよう、積極的な地域連携に取り組みます。

(4) 各種関係団体

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係団体は、行政の取組への協力や専門性を生かした情報提供等を行い、主体性を持って都のがん対策に取り組みます。

3 事業者・医療保険者の役割

地域との連携を図りながら、科学的根拠に基づくがんを遠ざけるための生活習慣の実践の必要性やがん検診の重要性を認識し、従業員や医療保険加入者（被保険者・被扶養者）等の生活習慣の改善及びがん検診の受診の促進に努めます。また、事業者においては、がんに罹患した従業員の治療と就労の両立への配慮等に努めます。

4 学校等教育機関の役割

児童・生徒の健康教育を一層充実させるとともに、教職員の研修等も行い、健康の大切さの理解と望ましい生活習慣の実践を支援します。

学校保健委員会の役割や機能を充実させ、関係機関との連携強化を図ります。

5 行政の役割

(1) 東京都

本計画に基づき、国、区市町村、都民、検診実施機関、医療機関、各種関係団体等と連携を図りつつ、がんの予防と早期発見の推進、がん医療提供体制の整備や人材育成、がんに関する情報提供や普及啓発など、がん対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、がん対策の推進に当たり都民の声を反映するように努めるとともに、目標の達成状況の評価を行うなど、本計画の進行管理も行います。

(2) 区市町村

がん予防対策推進計画の策定等により、住民のがんの予防を推進するため、科学的根拠に基づくがんを遠ざける生活習慣を普及する取組を実施します。また、「指針」に基づく質の高いがん検診を実施するとともに、がん検診受診の促進に向けた普及啓発を行い、受診率の向上等に努めます。